

半田市工事監督要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の発注にかかる請負工事（以下「工事」という。）の適正な履行の確保を図るため、法令その他別に定めがあるものほか、「監督職員」の服務及び監督の方法等について必要な事項を定めるものとする。

(監督の基本原則)

第2条 監督職員は、現場状況を把握し、法令、工事請負契約書、半田市建設工事請負契約款並びに設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）その他関係書類に基づき、厳正かつ公平に職務を遂行するよう努めるものとする。

(監督体制)

第3条 監督職員としての業務を行うため、次に掲げる者を置くものとする。

- (1) 設計金額が130万円を超える工事 専任監督員及び主任監督員
- (2) 設計金額が130万円以下の工事 専任監督員

2 専任監督員及び主任監督員は、次に掲げる職にある者の中から選任する。

- (1) 専任監督員 技術員、技手、技師又は主査相当職の職員
- (2) 主任監督員 主査及び副主幹相当職の職員

(監督業務の分担)

第4条 監督職員の職務は、次のように分担するものとする。

(1) 専任監督員

- ア 契約の履行についての受注者又は現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- イ 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- ウ 設計図書に基づく工程の管理、立会、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- エ 設計図書の変更、工事の中止又は工期変更の必要があると認められる事項の主任監督員への報告及び事務手続き
- オ 工事検査に必要な工事関係書類の整備

(2) 主任監督員

- ア 設計図書の変更、工事の中止又は工期変更の必要があると認められる事項その他重要と判断される事項の担当課長への報告
- イ 専任監督員の指導監督、代行及び補助

(工事内容の説明)

第5条 監督職員は、工事の施工に先立ち受注者に工事全般にわたる説明、注意及び指示をし、意見を調整しておくものとする。

(工程表等の検討)

第6条 監督職員は、受注者から提出された工程表、施工計画書、施工図、原寸図等を検討し、必要な指示等を行うものとする。

(関連工事の調整)

第7条 監督職員は、施工上密接な関連のある他の工事との調整を必要に応じて行うものとする。

(工事進捗状況の把握)

第8条 監督職員は、工事の進捗状況に留意し、受注者が常に適正な工程管理を行うよう指示するとともに、工事の進捗状況について把握し、必要に応じて市長に報告するものとする。

(工事安全確保)

第9条 監督職員は、工事中、公衆に及ぼす災害を未然に防止するための安全対策に万全を期すよう受注者の指導に努めるものとする。

(工事材料検査)

第10条 監督職員は、設計図書において監督職員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料又は監督職員が必要と認める工事材料については、使用前に品質、寸法及び数量を検査し、確認するものとする。

2 建築工事において、監督職員の検査を受けて使用するものと指定された工事材料のうち抜取検査に係るものについては、建築工事用資材抜取検査要領(愛知県建設部)の定めによるものとする。

(立会検査)

第11条 監督職員は、設計図書において監督職員の立会いのうえ調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、立会い又は見本検査をするものとする。

2 監督職員は、設計図書において監督職員の立会いのうえ施工するものと指定された工事について、立会検査をするものとする。

3 監督職員は、水中又は地下に埋設する工事、その他完成後外面から明視できない工事については、必要に応じ立会いするものとする。ただし、立会いできない場合は、工事記録写真等で確認できるように受注者に指示するものとする。

(工事記録の確認)

第12条 監督職員は、施工状況を把握し、工事の適正な監督を図るため受注者から工事記録を提出させ、これを調査、確認するものとする。

(監督記録の整備)

第13条 監督職員は、第10条の工事材料を検査し又は第11条の立会検査をした事項及び監督をした状況で、必要な事項について監督記録に記入し整備しておくものとする。

(指示の方法)

第14条 監督職員は、受注者に対し重要な指示を与えるときに土木工事については、指示票（様式第1）により、建築工事については、連絡・指示・質問・変更願書（様式第2）によるものとする。ただし、指示する内容が設計変更にかかる事項については、別に定める「半田市設計変更事務取扱要綱（昭和63年12月1日施行）」によるものとする。

(工事記録写真)

第15条 監督職員は、工事施工後外部から確認できない部分又は主要な工事段階等について、その状況を確認できるよう受注者に撮影させ整理させるものとする。

(支給材料)

第16条 監督職員は、支給材料を受注者に支給する場合においては、半田市建設工事請負契約約款第16条の定めによるものとし、受注者の立会いのもとに引渡しするものとする。なお、この場合、受注者から受領書（様式第3）を徴するものとする。

(発注材の措置)

第17条 監督職員は、工事施工に伴い再利用可能な発生材が生じたときは、その内容を明らかにした発生物件調書（様式第4）により市長に報告し、指示を受けるものとする。

(臨機の措置)

第18条 監督職員は、災害防止、その他工事施工上緊急やむを得ず受注者に臨機の措置をとらせる必要があるときは、市長の指示を受けるものとする。ただし、緊迫の事情でそのいとまのないときは、独自の判断で指示し、その結果を速やかに市長に報告するものとする。

(整備書類)

第19条 監督職員は、仕様書及び半田市建設工事請負契約約款等で定められた次の書類及び簿冊を備え付け、これを整理しておくものとする。

- (1) 設計図書
- (2) 工程表
- (3) 施工計画書、承認図、施工図、原寸図等
- (4) 工事記録
- (5) 監督記録、指示票、設計変更協議書
- (6) 支給材関係
 - ア 材料品検収調書、原材料品受払簿、受領書
 - イ 材料試験関係書類
- (7) 材料検査関係
 - ア 材料試験及び照合関係書類
- (8) 工事記録写真

(9) 出来形管理図書

(10) その他必要な書類

2 前項第1号の設計図書のうち金額記入の設計書の取扱いには十分注意し、関係職員以外の者にこれを閲覧させてはならない。

(検査等の立会)

第20条 監督職員は、検査職員の行う検査等に立会し、必要な資料を提供し検査の執行に協力するものとする。

(共通仕様書)

第21条 第2条に定める仕様書については、工事ごとに定める特記仕様書のほか、別表に定める工事の区分に従った共通仕様書によるものとする。

(委任)

第22条 監督職員は、この要綱に定めのない事項については、その都度市長の指示を受けなければならない。

附 則

この要綱は、昭和63年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年10月13日から実施する。

別表（第21条関係）

共通仕様書一覧表

区分		共通仕様書
建築工事	建築工事	国土交通省住宅局住宅総合整備課監修 公共住宅建設工事共通仕様書 公共住宅改修工事共通仕様書 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
設備工事	電気設備工事	国土交通省住宅局住宅総合整備課監修 公共住宅建設工事共通仕様書 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
	機械設備工事	国土交通省住宅局住宅総合整備課監修 公共住宅建設工事共通仕様書 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
	清掃施設工事	(社)全国都市清掃会議廃棄物処理施設点検補修要領 点検補修工事共通仕様書
土木工事	道路、橋梁、河川、下水道、公園工事	愛知県建設部工事標準仕様書 愛知県農林水産部農地関係工事標準仕様書
上水道工事	配水管、給水管、配水池工事	愛知県建設部工事標準仕様書 日本水道協会水道工事標準仕様書 愛知県企業庁工事標準仕様書 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）

様式第1

指 示 票

平成 年 月 日

受注者		受領者	印
工事名		監督職員	
路線等名称			
工事場所			
<u>指示事項</u>			

樣式第 2

連絡、指示、質問、変更願書

工事名		第号	平成年月日
発・受信者 監督職員氏名			
発・受信者 監督員氏名			
発・受信者 現場代理人氏名			
事項要旨	<input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 軽微な変更 [共通仕様書 1.1.8(C)] <input type="checkbox"/> 現場変更 <input type="checkbox"/> その他()		
返信	<input type="checkbox"/> 要(月日)迄 <input type="checkbox"/> 不用		

受領書

平成 年 月 日

半田市長殿

受注者

現場代理人氏名

下記のとおり支給材料を受領しました。

記

品 名	数 量	品 質 ・ 形 状
工 事 名		
路線等名称		
工 事 場 所		

平成 年 月 日

発生物件調書

半田市長殿

監督職員職氏名

印

下記工事の発生物件について下表のとおり報告します。

工事名

受注者

請負金額

着手 平成 年 月 日
工 期 完了 平成 年 月 日

名称	材料	形状・寸法	数量	摘要